

法第29条 開発行為許可申請書類一覧表（分家）

注) 分家住宅の具体的な相談をする際は、必須◎書類をご持参ください。

◎申請書は正本1部、副本1部(正本のコピー)の合計2部提出してください。

◎**原本(証明書等の有効期限は交付日から3ヶ月)**が必要なものは、正本に原本を、副本にコピーを添付してください。

◎住民票はマイナンバーの記載のないものを添付してください。

◎図面に**申請区域を赤枠で表示し**、設計図には**作成した者の記名**をしてください。

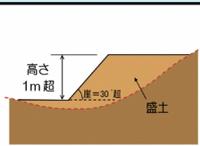
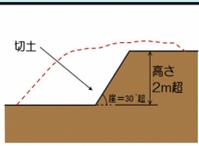
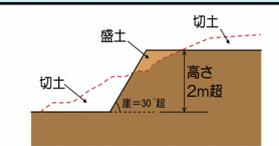
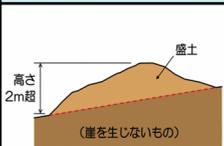
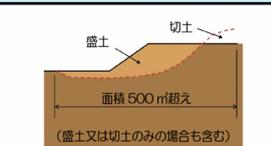
◎**申請書(正本)の一枚目に本表を添付し、書類及び図面等を表の項目順に縦って**ください。

法第29条
法第30条
省令第15条～第27条
市規則第2条～第4条

申請書類・図面等		必須	☑	備 考	
申 請 書	開発行為許可申請書【省令様式第二】	○			
	申請手数料	○		申請書提出時に窓口で現金でお支払いください。 ※手数料は市HP参照	
添 付 書 類	委任状			担当者氏名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記入する。 (委任された者でない者が手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要。)	
	建築理由書	○			
	誓約書 市街化区域に土地を所有していない旨の誓約書	○		印は実印。 市HP【参考様式:誓約書】市街化区域に土地を所有していない旨の誓約書(申請者及び本家(土地所有者))	
	印鑑登録証明書(原本)	○			
	固定資産課税台帳・名寄帳(原本)	◎		課税課:申請者及び本家(土地所有者)が市街化区域に土地を所有していないこと。	
	賃貸契約書(写し)			賃貸住宅に入居している場合	
	線引きの日前土地所有者(本家)の住民票(原本)	◎		市民課	
	線引きの日前土地所有者(本家)の戸籍謄本及び附票(原本)	◎		市民課	
	申請者の戸籍謄本及び附票(原本)	◎		市民課:申請者が本家(土地所有者)と2年以上同居の事実があること。	
	家系図	◎		申請者、本家、本家の後継者、線引きの日前土地所有者の関係を表示する。	
	農業経営の実態(原本)			農家分家の場合 農業委員会	
	設計説明書【市規則第1号様式】	1 設計の概要	○		「土地の現況」欄を公簿面積、「土地利用計画」欄を実測面積で表示する。 筆の一部である場合は「土地の現況」は「公簿〇㎡の一部」と表示し、比率は記入不要。
		2 公共施設の管理者等に関する事項		公共施設の新設等ある場合	
	資金計画書【省令様式第三】		※		開発行為に係る費用のみ、建築工事費は不要。 ※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)
	資金計画書の添付書類	資金計画書の添付書類			工事費の額が300万円未満の場合不要※ ※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)
		工事費の内訳明細書	※		工事施行者が発行するもの。 ※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)
		資金証明書	※		※盛土規制法対象の場合は必要(参考:1)
		預貯金残高証明書(原本)			自己資金の場合
		融資証明書(原本)			借入金の場合 銀行等以外が融資する場合は貸金業の許可書の写しを添付する。
	開発行為施行同意書【市規則第2号様式】				
開発区域内の土地等の所有者等	申請者以外に土地の利権者がいる場合			印は実印。「摘要」欄に申請地と記入する。	
同意した者の印鑑登録証明書(原本)					
開発区域に隣接する土地の所有者	造成協力者の場合等			印は認印でも可。「摘要」欄に隣接地と記入する。	
公共施設の管理者の同意書					
道路・水路等占用申請書等(写し)	該当する場合			開発許可と同時許可の場合は受付印のある申請書の写しを添付する。	
境界確定協議書・確認書	公共地に接する場合	○		協議書(確認書)全ての写し、又は管理者の原本証明のあるものを添付する。民境界は不要。 開発区域が接道する部分を赤線で明示する。	
申請者の資力及び信用に関する書類					
住民票(原本)		◎			
工事施行者の能力に関する書類					
法人登記事項証明書(原本)		○			
個人工事経歴書		○			
個人住民票(原本)		○			
個人工事経歴書		○			
設計者の資格申告書【市規則第3号様式】	1ha未満の場合は申告事項を証する書面は不要※			申告者は法人の代表者 ※高さ5mを超える擁壁を設置する場合、切土・盛土する土地の面積が1500㎡を超え、排水施設を設置する場合は必要。	
農地法第4・5条許可申請書(写し)	農地転用を伴う場合			受付印のある申請書写しを添付する。 農業委員会:農地転用を伴う場合は同時許可。	
埋蔵文化財の取扱いに関する回答(写し)	埋蔵文化財包蔵地内の場合			生涯学習課:埋蔵文化財の取扱いについて(確認)	
土地の登記事項証明書(原本)		◎		線引きの日前からの土地所有者を確認できるもの(閉鎖謄本等)、インターネットのオンライン請求により取得したものは不可。	

申請書類・図面等		必須	☑	備考
開発区域位置図(1/10,000以上)		○		都市計画課：白井市都市計画図によるもの。
開発区域区域図(1/2,500以上)		○		都市計画課：白井市都市計画基本図(白図)によるもの。開発区域を赤色で表示する。工区を分けた場合は、加えてその位置及び区域を表示する。
開発区域の公図の写し(原本)(1/600以上)		○		隣接地の地目・面積・所有者の住所及び氏名を記入するか、一覧表を添付。
開発区域の求積図(1/500以上)		○		開発区域全体の面積、土地利用種別ごとの面積、工区を分けた場合は工区ごとの面積を算定する。
添付図設計図面	現況図(1/2,500以上)		○	地盤高、公共施設の位置及び形状、道路及び河川等の幅員等を表示する。
	土地利用計画図(1/1,000以上)		○	利用種別ごとに色分け。公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状及び用途、道路名称及び建築基準法該当条項、境界杭の種類、道路幅員、土留めの種類及び範囲等を表示する。
	造成計画平面図(1/1,000以上)		○	盛土(桃色)、切土(黄色)を色分け。土留めの種類及び範囲等を表示する。
	造成計画断面図(1/1,000以上)		○	盛土(桃色)、切土(黄色)を色分け。申請地および隣接地の地盤高、計画地盤高、土留めの種類等を表示する。
	排水施設計画平面図(1/500以上)		○	流量計算書を添付。排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、流下方向、吐口の位置及び一次放流先の名称・経路等を表示する。
	がけの断面図(1/50以上)	該当する場合		がけの高さ、勾配及び土質、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面保護の方法を表示する。
	擁壁の断面図(1/50以上)	該当する場合		擁壁の寸法・勾配、擁壁の材料の種類・寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置・寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置・材料・寸法を表示する。
	擁壁構造図(縮尺任意)	該当する場合		構造計算書に地盤支持力の根拠を添付する。 ブロック構造図、既存擁壁等構造図も添付する。 (ブロック積みの前後の地盤高低差は60cm以下とする。)
	擁壁展開図(縮尺任意)	高さ1m以上の場合必須。 構造計算書も添付。		擁壁の寸法・天端高・材料の種類、伸縮目地、隅角補強並びに水抜き穴の位置、根入れの寸法及び位置、隣地地盤高等を表示する。
	各種構造図(1/50以上)		○	雨水浸透枳、雨水貯留槽、合併浄化槽等の寸法・材料等を表示した構造図を添付。
予定建築物の平面図・立面図(1/200以上)	立面図は2面以上	○		
建築面積及び床面積の求積図(1/200以上)		○	敷地面積、建築物用途、構造及び規模(建面・床面)、建蔽率、容積率、最高の高さを表示する。	
盛土規制法みなし許可概要書	該当する場合		開発行為許可申請書「その他必要な事項」の欄に「盛土規制法みなし許可該当」と記載する。	

参考：1 盛土規制法の規制の対象となる主な行為

<p>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</p> 	<p>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</p> 	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)</p> 	<p>④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)</p> 	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が一部でも30cm超となるもの(①~④を除く)</p> 
--	--	--	---	--